

第1章 地域メッシュ統計の概要

1 地域メッシュ統計の特質

地域メッシュ統計とは、緯度・経度に基づき地域をすき間なく網の目（Mesh）の区域に分けて、約1km四方あるいは約500m四方に区切ったそれぞれの区域に関する統計データを編成したものです。

この手法によれば、地域の実態をより詳細に、かつ同一の基準で把握することができるので、地域メッシュ統計は、国・地方公共団体における都市計画や地域開発、防災・環境計画、公害対策等の企画・立案のほか、市場・商圈分析、学術研究等、官民を問わず広範な分野で利用されています。

このように作成した地域メッシュ統計には、次のような利点があります。

地域メッシュは、ほぼ同一の大きさ及び形状の区画を単位として区分されているので、地域メッシュ相互間の事象の計量的比較が容易です。

地域メッシュは、その位置や区画が固定されていることから、市町村などの行政区域の境域変更や地形、地物の変化による調査区の設定変更などの影響を受けることがなく、地域事象の時系列的比較が容易です。

任意の地域について、その地域内の地域メッシュのデータを合算することにより、必要な地域のデータを容易に入手できます。

地域メッシュは、緯度・経度に基づき区画されたほぼ正方形の形状であることから、位置の表示が明確で簡便にできるので、距離に関連した分析、計算、比較が容易です。

地域メッシュ別に情報を表示する方法（以下「メッシュ法」という。）は、統計データの表示のみにとどまらず、地形、自然環境、行政地域、道路・鉄道、公共施設、文化財などの位置・範囲等を数値化して表示するなど、多くの分野で広まっています。これらの数値情報と統計データを重ね合わせて地域メッシュ別に表示あるいは分析することにより、地域メッシュ統計を更に多角的に利用することができます。

一方、地域メッシュ統計の作成については技術的な難しさもあります。地域メッシュは緯度・経度によって区切られていますが、通常、統計データは不規則な形状・面積の地域単位（調査区）で調査され、集計されています。したがって、このようなデータを地域メッシュの区画に組み替えるには、統計調査地域と地域メッシュとの対応付けを行う必要があります。この組替えには、多くの労力と時間を要しますし、組替え方法によっては、データの精度が低下するおそれがあります。

このような問題の解決のために、総務省統計局では、地域メッシュ統計の編成に当たって、合理的な編成方法の企画、統計調査地域と地域メッシュの対応付けの工夫など、種々の改善策を図っています。

2 地域メッシュ統計の歴史的背景

メッシュ法の考え方は、地理学の分析手法の一つとして開発されたもので、1929年（昭和4年）にフィンランドの地理学者グラニョー（J.G. Granö）が1 km²のメッシュを用いて自然事象や社会事象の地域的分析を行った研究論文を発表したのが始まりといわれています。以後、地理学の分野で空間的な分布状況や発展過程の分析・解明の手法として多く用いられてきました。

これを我が国の官庁統計において初めて利用することとなったのは、日本の経済が高度成長下にあった昭和44年です。この年、総理府統計局（現総務省統計局）は、「国土実態総合統計」として首都圏など一部地域を対象に試験的に昭和40年国勢調査、昭和41年事業所統計調査及び昭和43年住宅統計調査に関する地域メッシュ統計を作成しました。その後、国、地方公共団体はもとより民間機関など各方面でメッシュ法による地域情報の収集、整備が進められてきています。

地域メッシュ統計が小地域の統計として必要となってきた背景には、小地域情報に対する需要の増大があります。

第一に、昭和30年代からの経済成長がもたらした人口の都市集中など、社会、経済環境の急速な変化により、国や県を始め市町村レベルにおいても地域格差の是正と均衡のとれた発展が課題となり、これに伴い、民間企業でも市場調査や合理的経営の必要性から現状認識や将来予測の基礎資料として従来よりもきめの細かい地域情報の需要が高まりました。

第二に、昭和28年に町村合併促進法が施行され、多くの市町村で合併が行われた結果、全国の市町村数は昭和25年の10,414（国勢調査時の市町村数。東京都特別区部は1市として計算。）から、合併が一段落した昭和35年には3,511に減少しました。その結果、1市町村当たりの規模が昭和25年の人口約8,000人、面積約36km²から、昭和35年には人口約27,000人、面積約107km²と3倍強に拡大されました。ところが、統計の集計・表示単位は従前どおり市町村単位のままであったことから、より小さい区域の統計データの必要性が増しました。

第三に、市町村が共同して上下水道や終末処理場などの公共施設を設置するようになり、こうした広域市町村圏の社会基盤整備計画の策定に際しては、従来の市町村単位の統計データでは不十分な場合が多くなりました。

このような変化に対応するため、総務省統計局では、主として人口統計の分野で幾つかの改善を行いました。まず、昭和35年国勢調査から、各市町村において小地域統計が得られるよう調査区別集計を行うこととしました。また、市町村の合併により市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として昭和35年国勢調査から「人口集中地区」（Densely Inhabited District：略称DID）を設定し、これを統計

表示の地域区分としました。さらに、昭和45年国勢調査から平成2年国勢調査にかけては、都市部の市域内を細分化した「国勢統計区」を設定し、平成7年国勢調査から、市区町村を町丁・字等別に細分化した「町丁・字等別集計」を行っています。

このように、市町村よりも小さい統計地域区分が種々設定されてきましたが、これらの地域区分による統計データの利用には、少なからず不便が伴います。例えば、国勢調査の調査区は、調査を実施する上で国勢調査員の調査担当区域を明確にするために設定される地域区分であり、大きさが一定でなく、かつ、形状も不規則で調査の都度その境界が変更される場合があります。したがって、同一調査区の統計データを時系列で比較することが困難な場合があるほか、調査区の位置を知るには調査区地図などの調査関係書類が必要で、現地との照合が困難であるなど利用上の不便があります。また、統計調査間で調査区が異なる場合は統計データの比較ができません。

そこで、これらの不便を解消する小地域区分として、また、各種の統計データを共通の小地域区分で収集・比較するため、メッシュ法の導入が提案され、様々な検討を経た上で現在の「地域メッシュ」が考案され、昭和48年に行政管理庁（現総務省）により、統一的な作成方法等を定めた「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」（昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号）（以下「告示第143号」という。）として告示されました（19ページに参考として全文掲載）。

この告示第143号による地域メッシュの作成方法は、昭和51年1月に、日本工業規格（JIS）にコード「JIS C 6304」として制定されました。その後、昭和62年3月1日に、「JIS X 0410」へ移行しました。

用語の解説

< 調査区 >

統計調査を実施する際に、統計調査員の担当区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防止するために調査区が設定されます。したがって、調査区は統計調査の円滑な遂行を目的として設定されており、これを結果の表示単位として用いることは副次的なものであるといえます。

現在、我が国における各種統計調査の調査区のうち、全国を網羅するものとしては「国勢調査調査区」と「事業所・企業統計調査調査区」があり、それぞれ集計の単位としても用いられています。また、これらの調査区は、前者は世帯を、後者は事業所を調査対象とする各種標本調査の調査区あるいは抽出単位として広く利用されています。

なお、国勢調査については、平成2年国勢調査から「基本単位区」という、よりきめ細かな地域が設定され、各調査区は原則として一つ又は二つ以上の基本単位区をもって構成するよう設定されています。

< 基本単位区 >

基本単位区は、国勢調査の調査区設定の基礎単位地域とするとともに、国勢調査結果の集計上の恒久的かつ最小の地域単位として利用するため、平成2年国勢調査から導入されました。基本単位区の区画方法は、街区方式による住居表示を実施している地域については原則として街区を、それ以外の地域については街区に準じた小区画を基本単位区としています。

3 地域メッシュ統計の作成状況

国の行政機関が実施している統計調査のうち，その結果を地域メッシュ別に編成して地域メッシュ統計を作成している主なものは，表1のとおりです。

表1 地域メッシュ統計の作成状況

省庁名	地域メッシュ統計名	統計調査名及び調査年次
総務省統計局	昭和40年国勢調査に関する地域メッシュ統計	昭和40年国勢調査
	昭和45年 "	昭和45年 "
	昭和50年 "	昭和50年 "
	昭和55年 "	昭和55年 "
	昭和60年 "	昭和60年 "
	平成2年 "	平成2年 "
	平成7年 "	平成7年 "
	平成12年 "	平成12年 "
	平成17年 "	平成17年 "
	昭和41年事業所統計調査に関する地域メッシュ統計	昭和41年事業所統計調査
	昭和50年 "	昭和50年 "
	昭和53年 "	昭和53年 "
	昭和56年 "	昭和56年 "
	昭和61年 "	昭和61年 "
平成3年 "	平成3年 "	
平成8年事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計	平成8年事業所・企業統計調査	
平成13年事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計	平成13年事業所・企業統計調査	
昭和50年国勢調査，昭和50年事業所統計調査のリンクによる地域メッシュ統計	昭和50年国勢調査，昭和50年事業所統計調査	
昭和55年国勢調査，昭和56年事業所統計調査のリンクによる地域メッシュ統計	昭和55年 " ，昭和56年 " 等	
昭和60年国勢調査，昭和61年事業所統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計	昭和60年 " ，昭和61年 " 等	
平成2年国勢調査，平成3年事業所統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計	平成2年 " ，平成3年 " 等	
平成7年国勢調査，平成8年事業所・企業統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計	平成7年国勢調査，平成8年事業所・企業統計調査等	
平成12年国勢調査，平成13年事業所・企業統計調査等のリンクによる地域メッシュ統計	平成12年国勢調査，平成13年事業所・企業統計調査等	
昭和50年・55年国勢調査結果の増減	昭和50年・55年国勢調査	
昭和55年・60年 "	昭和55年・60年 "	
昭和43年住宅統計調査に関する地域メッシュ統計	昭和43年住宅統計調査	

注) 事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計は5年ごとに実施される調査時のみ作成し，中間年の簡易調査時には作成していません。

省庁名	地域メッシュ統計名	統計調査名及び調査年次
環境省	植生調査報告書(昭和58～61年度) 動植物分布調査報告書(昭和59年度) 自然景観資源報告書(昭和61・62年) 植生調査報告書 巨樹・巨木林調査報告書(昭和63年) 動植物分布調査報告書(環境指標種調査)(平成2年) '95身近な生きもの調査調査結果速報版 動植物分布調査報告書(環境指標種調査)(平成5年) 生態系総合モニタリング調査	<ul style="list-style-type: none"> } 第3回自然環境保全基礎調査(昭和58～62年度) } 第4回自然環境保全基礎調査(昭和63～平成4年度) 第5回自然環境保全基礎調査(平成5～10年度) } 第6回自然環境保全基礎調査(平成11～16年度)
農林水産省	1980年農林センサスメッシュデータ	1980年世界農林業センサス
経済産業省	昭和52年工業統計メッシュデータ 昭和55年 " 昭和57年 " 平成2年 " 平成7年 " 平成10年 " 平成12年 "	昭和52年工業統計調査 昭和55年 " 昭和57年 " 平成2年 " 平成7年 " 平成10年 " 平成12年 "
	昭和54年商業統計メッシュデータ 昭和57 " 昭和60・61年 " 昭和63年・平成元年 " 平成3・4年 " 平成6年 " 平成9年 " 平成11年 " 平成14年 "	昭和54年商業統計調査 昭和57年 " 昭和60・61年 " 昭和63年・平成元年 " 平成3・4年 " 平成6年 " 平成9年 " 平成11年 " 平成14年 "
国土交通省	宅地利用動向調査 首都圏(昭和56・57年) (昭和60・61年) (平成元～3年) (平成6～8年) 近畿圏(昭和58年) (昭和62年) (平成4～5年) (平成9～10年) 中部圏(昭和59年) (昭和63年) (平成5年) (平成9～10年)	宅地利用動向調査 首都圏(昭和56・57年) (昭和60・61年) (平成元～3年) (平成6～8年) 近畿圏(昭和58年) (昭和62年) (平成4～5年) (平成9～10年) 中部圏(昭和59年) (昭和63年) (平成5年) (平成9～10年)

4 地域メッシュの区分方法

(1) 標準地域メッシュ及び標準地域メッシュ・コードの体系

総務省統計局を始め国の行政機関が作成している地域メッシュ統計の主なものは、告示第143号に基づく「標準地域メッシュ」を使用して作成されています。

この告示では、統計に用いる標準地域メッシュを、「基準地域メッシュ」、「分割地域メッシュ」及び「統合地域メッシュ」の3種類と定め、各地域メッシュの区分方法とメッシュ・コードの表示方法を規定しています。

基準地域メッシュは、図1に示す第1次地域区画を基に区画されます。第1次地域区画は、緯度を40分間隔、経度を1度間隔に区分した区画です。これを縦横に8等分した区画が第2次地域区画、さらにこれを縦横に10等分した区画が基準地域メッシュ（第3次地域区画）となります。

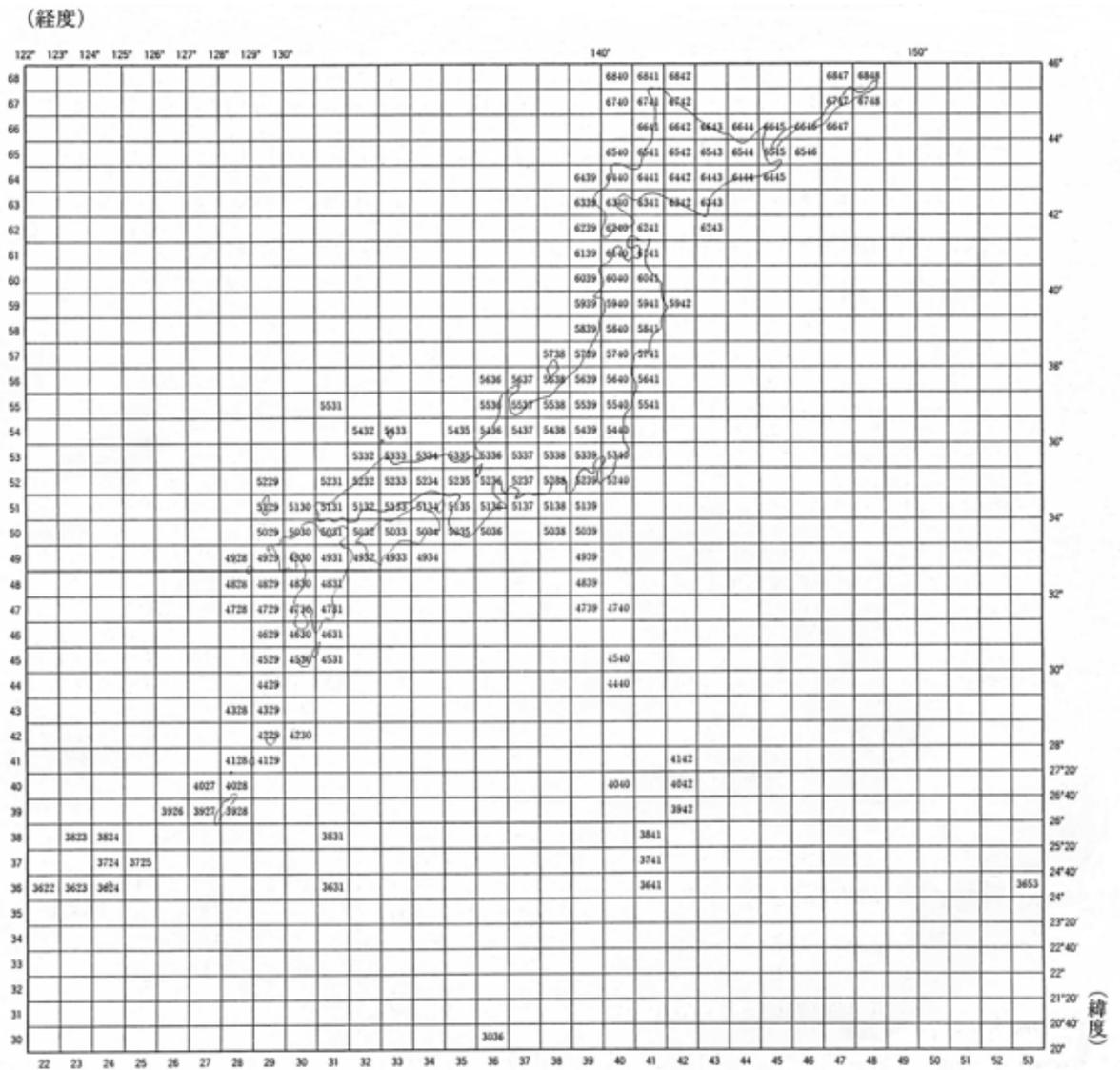
分割地域メッシュは、基準地域メッシュの辺の長さを2分の1、4分の1又は8分の1に等分した区画であり、統合地域メッシュは、基準地域メッシュの辺の長さを2倍、5倍又は10倍した区画です。各地域メッシュの体系と地域メッシュ・コードの関係は、表2のとおりです。

表2 標準地域メッシュの体系と地域メッシュ・コードの関係

地域区画		地域メッシュ・コードの例										
		けた数										
	標準地域メッシュ											
第1次地域区画		5	4	3	8							
第2次地域区画	統合地域メッシュ	10倍地域メッシュ	5	4	3	8	2	3				
		5倍地域メッシュ	5	4	3	8	2	3	4			
		2倍地域メッシュ	5	4	3	8	2	3	6	4	5	
第3次地域区画	基準地域メッシュ	5	4	3	8	2	3	4	3			
	分割地域メッシュ	2分の1地域メッシュ	5	4	3	8	2	3	4	3	1	
		4分の1地域メッシュ	5	4	3	8	2	3	4	3	1	2
		8分の1地域メッシュ	5	4	3	8	2	3	4	3	1	2

地域メッシュ・コードの付け方は表4を参照

図1 日本の国土にかかる第1次地域区画（世界測地系）



注) 各区画内の数字は、第1次地域区画の地域メッシュ・コードである。

我が国において標準地域メッシュが設定される範囲は、北緯20度から46度まで、東経122度から150度までの地域で、東端が南鳥島（当該第1次地域区画の地域メッシュ・コードは3653）、西端が与那国島（同3622）、南端が沖の鳥島（同3036）、北端が択捉島（同6848）になります。

(2) 標準地域メッシュの区分方法と地域メッシュ・コードの付け方

ア 基準地域メッシュ

告示第143号では、第1次地域区画を縦横8等分して第2次地域区画を区画し、次いで一つの第2次地域区画を縦横10等分して基準地域メッシュ(第3次地域区画)を区画しており、メッシュ・コードもこの体系に沿って付けられています。その関係をまとめると、表3及び表4のようになります。

なお、第1次地域区画の地域メッシュ・コードは4けたから成り、その上2けたは当該区画の南端緯度を1.5倍した値とし、その下2けたは西端経度の下2けたと同じ値として定義されています。

表3 基準地域メッシュの区分方法

区画の種類	区分方法	緯度の 間 隔	経度の 間 隔	一辺の 長 さ	地図との関係
第1次地域区画	全国の地域を偶数緯度及びその間隔(120分)を3等分した緯度における緯線並びに1度ごとの経線とによって分割してできる区域	40分	1度	約80km	20万分の1地勢図(国土地理院発行)の1図葉の区画
第2次地域区画	第1次地域区画を緯線方向及び経線方向に8等分してできる区域	5分	7分 30秒	約10km	2万5千分の1地形図(国土地理院発行)の1図葉の区画
基準地域メッシュ (第3次地域区画)	第2次地域区画を緯線方向及び経線方向に10等分してできる区域	30秒	45秒	約1km	

表4 基準地域メッシュの地域メッシュ・コードの付け方

区画の種類	桁数	地域メッシュ・コードの例	地域メッシュ・コードの付け方	該当地域（斜線部分）
第1次地域区画	4	5438	南端緯度×1.5（注） [36 × 1.5 = 54] 西端経度の下2けた [138 → 38]	北緯 36度 40分 北緯 36度 東経138度 139度
第2次地域区画	6	543823	第1次地域区画の地域メッシュ・コード 第1次地域区画の縦の等分区画に南から0～7の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。 第1次地域区画の横の等分区画に西から0～7の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。	第1次地域区画 （地域メッシュ・コード5438）
基準地域メッシュ （第3次地域区画）	8	54382343	第2次地域区画の地域メッシュ・コード 第2次地域区画の縦の等分区画に南から0～9の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。 第2次地域区画の横の等分区画に西から0～9の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。	第2次地域区画 （地域メッシュ・コード543823）

（注） 第1次地域区画の地域メッシュ・コードの上2けたは、赤道から緯度方向に40分間隔で区分してきた場合の、0から始まる一連通し番号を表しています。この通し番号を算出するのに南端緯度を1.5倍するのは、第1次地域区画が緯度40分ごとに区画されるため、緯度の1度が1.5区画分に相当するからです。[1度 ÷ 40分 = 60分 ÷ 40分 = 1.5]

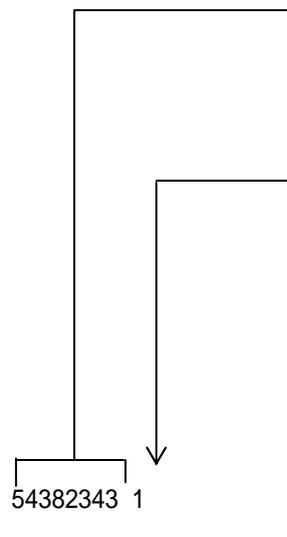
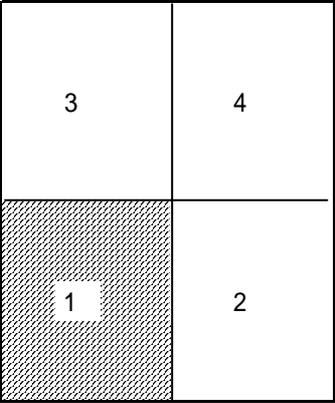
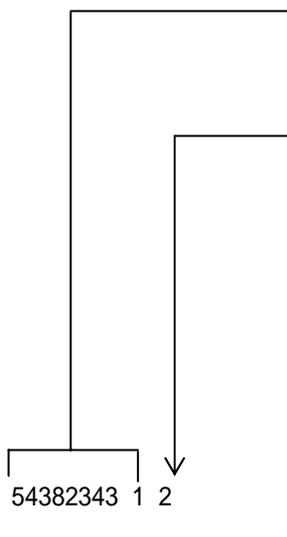
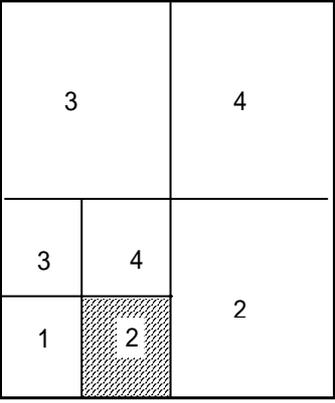
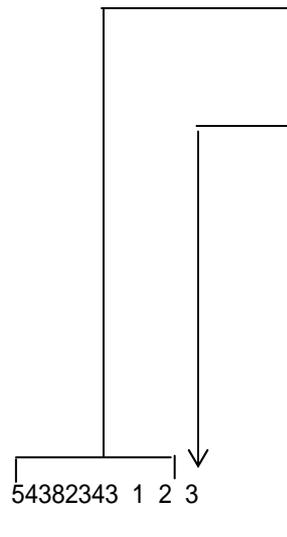
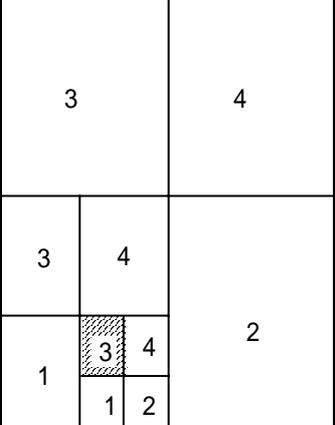
イ 分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2分の1の地域メッシュ(以下「2分の1地域メッシュ」という。), 4分の1の地域メッシュ(以下「4分の1地域メッシュ」という。), 8分の1の地域メッシュ(以下「8分の1地域メッシュ」という。)の3種類が標準地域メッシュとして制定されています。これらの分割地域メッシュの区分方法及び地域メッシュ・コードの付け方は、表5及び表6のとおりです。

表5 分割地域メッシュの区分方法

区画の種類	区 分 方 法	緯度の 間 隔	経度の 間 隔	一辺の 長 さ
2分の1地域メッシュ	基準地域メッシュ(第3次地域区画)を緯線方向, 経線方向に2等分してできる区域	15秒	22.5秒	約500m
4分の1地域メッシュ	2分の1地域メッシュを緯線方向, 経線方向に2等分してできる区域	7.5秒	11.25秒	約250m
8分の1地域メッシュ	4分の1地域メッシュを緯線方向, 経線方向に2等分してできる区域	3.75秒	5.625秒	約125m

表6 分割地域メッシュの地域メッシュ・コードの付け方

区画の種類	桁数	地域メッシュ・コードの例	地域メッシュ・コードの付け方	該当地域(斜線部分)
2分の1地域メッシュ	9		<p>基準地域メッシュ・コード</p> <p>基準地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に、南西側、南東側、北西側、北東側の順に1～4の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。</p>	<p>基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 54382343)</p> 
4分の1地域メッシュ	10		<p>2分の1地域メッシュ・コード</p> <p>2分の1地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に、2分の1地域メッシュと同じ順に1～4の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。</p>	<p>基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 54382343)</p> 
8分の1地域メッシュ	11		<p>4分の1地域メッシュ・コード</p> <p>4分の1地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に、2分の1地域メッシュと同じ順に1～4の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。</p>	<p>基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 54382343)</p> 

5 緯度・経度から地域メッシュ・コードを算出する方法

地域メッシュ・コードは、第1次地域区画の南端の緯度と西端の経度及び区画の細分ごとに定められた番号によって構成されています。したがって、任意の地点の地域メッシュ・コードは、その地点の緯度・経度から算出することができます。

地域メッシュ・コードの算出式

- ・ 緯度 $\times 60$ 分 $\div 40$ 分 = p 余り a p = 第1次地域区画を示す数字の上2けた
 - ・ a $\div 5$ 分 = q 余り b q = 第2次地域区画を示す数字の上1けた
 - ・ b $\times 60$ 秒 $\div 30$ 秒 = r 余り x r = 第3次地域区画を示す数字の上1けた
 - ・ 経度 - 100度 = s 余り c s = 第1次地域区画を示す数字の下2けた
 - ・ c $\times 60$ 分 $\div 7$ 分30秒 = t 余り d t = 第2次地域区画を示す数字の下1けた
 - ・ d $\times 60$ 秒 $\div 45$ 秒 = u 余り y u = 第3次地域区画を示す数字の下1けた
- 基準地域メッシュ・コード = ps qt ru

また、反対に地域メッシュ・コードから当該区域の緯度・経度（南端緯度・西端経度）を算出することもできます。

6 地域メッシュの形状と面積

基準地域メッシュの形は一辺がほぼ1 kmの正方形といわれていますが、実際にはやや横長の長方形となっています。また、基準地域メッシュは地球上のどこにあるかによって大きさが異なります。表7は、地球の形から理論的に計算した県庁所在地の基準地域メッシュの縦横の長さや面積です。

我が国は南北に長い国なので、例えば北海道庁が所在する札幌市の基準地域メッシュの横の長さが1,018mであるのに対し、沖縄県庁が所在する那覇市の基準地域メッシュの横の長さは1,249mで、その差は231mにもなります。これは、地球が球体であることから、同じ経度間隔で区切られる緯度線の長さが高緯度になるほど短くなるために起こる現象です。これに対して、縦の長さは、札幌市の基準地域メッシュの926mに対して、那覇市の基準地域メッシュが923mと、3 mしか違いません。(縦、横の長さは、国土地理院ホームページの測量計算プログラムで算出しました。)

また、基準地域メッシュの面積は約1 km²といわれますが、このように南北の位置によって縦・横の長さが異なるのでその面積は、札幌市の基準地域メッシュが943,000m²、那覇市の基準地域メッシュが1,153,000m²と、那覇市の基準地域メッシュの方が札幌市の基準地域メッシュに比べ約1.2倍大きくなります。

このように、地域メッシュは、区分の仕方が同じであっても位置によって大きさが異なり、特に遠距離間で地域メッシュ統計を比較する際には、形状と大きさについて十分注意を払わなければなりません。

表7 都道府県庁の所在する基準地域メッシュの大きさと面積（世界測地系）

都道府県	都道府県庁所在都市名	都道府県庁本庁舎の所在する基準地域メッシュの区画						当該地域メッシュを含む地形図名 (2万5千分の1)
		地域メッシュ・コード	左下端の緯度・経度		長さ		面積 (km ²)	
			緯度 (度,分,秒)	経度 (度,分,秒)	縦 (km)	横 (km)		
北海道	札幌市	6441-42-77	43°03'30"	141°20'15"	0.926	1.018	0.943	札幌
青森県	青森市	6140-15-89	40°49'00"	140°44'15"	0.925	1.055	0.976	青森西部
岩手県	盛岡市	5941-41-42	39°42'00"	141°09'00"	0.925	1.072	0.992	盛岡
宮城県	仙台市	5740-36-29	38°16'00"	140°51'45"	0.925	1.094	1.012	仙台東北部
秋田県	秋田市	5940-40-68	39°43'00"	140°06'00"	0.925	1.072	0.992	秋田西部
山形県	山形市	5740-22-89	38°14'00"	140°21'45"	0.925	1.094	1.012	山形南部
福島県	福島市	5640-53-07	37°45'00"	140°27'45"	0.925	1.102	1.019	福島南部
茨城県	水戸市	5440-43-15	36°20'30"	140°26'15"	0.925	1.122	1.038	水戸
栃木県	宇都宮市	5439-67-70	36°33'30"	139°52'30"	0.925	1.119	1.035	宇都宮東部
群馬県	前橋市	5439-40-64	36°23'00"	139°03'00"	0.925	1.122	1.037	前橋
埼玉県	さいたま市	5339-65-21	35°51'00"	139°38'15"	0.925	1.129	1.044	浦和
千葉県	千葉市	5340-30-29	35°36'00"	140°06'45"	0.925	1.133	1.047	千葉東部
東京都	新宿区	5339-45-25	35°41'00"	139°41'15"	0.925	1.132	1.046	東京西部
神奈川県	横浜市	5339-15-31	35°26'30"	139°38'15"	0.925	1.135	1.049	横浜東部
新潟県	新潟市	5639-60-81	37°54'00"	139°00'45"	0.925	1.099	1.017	新潟南部
富山県	富山市	5537-01-36	36°41'30"	137°12'00"	0.925	1.117	1.033	富山
石川県	金沢市	5436-75-10	36°35'30"	136°37'30"	0.925	1.119	1.034	金沢
福井県	福井市	5436-01-77	36°03'30"	136°12'45"	0.925	1.126	1.041	福井
山梨県	甲府市	5338-34-95	35°39'30"	138°33'45"	0.925	1.132	1.047	甲府
長野県	長野市	5438-71-84	36°39'00"	138°10'30"	0.925	1.118	1.034	長野
岐阜県	岐阜市	5336-05-67	35°23'00"	136°42'45"	0.925	1.136	1.050	岐阜西部
静岡県	静岡市	5238-33-70	34°58'30"	138°22'30"	0.925	1.141	1.055	静岡東部
愛知県	名古屋市	5236-67-12	35°10'30"	136°54'00"	0.925	1.139	1.053	名古屋北部
三重県	津市	5236-04-70	34°43'30"	136°30'00"	0.924	1.145	1.058	津東部
滋賀県	大津市	5235-46-09	35°00'00"	135°51'45"	0.925	1.141	1.055	京都東北部
京都府	京都市	5235-46-20	35°01'00"	135°45'00"	0.925	1.141	1.055	京都東北部
大阪府	大阪市	5235-04-21	34°41'00"	135°30'45"	0.924	1.145	1.059	大阪東北部
兵庫県	神戸市	5235-01-24	34°41'00"	135°10'30"	0.924	1.145	1.059	神戸首都
奈良県	奈良市	5235-06-26	34°41'00"	135°49'30"	0.924	1.145	1.059	奈良
和歌山県	和歌山市	5135-21-73	34°13'30"	135°09'45"	0.924	1.152	1.065	和歌山
鳥取県	鳥取市	5334-21-09	35°30'00"	134°14'15"	0.925	1.134	1.049	鳥取北部
島根県	松江市	5333-10-64	35°28'00"	133°03'00"	0.925	1.135	1.049	松江
岡山県	岡山市	5133-77-94	34°39'30"	133°55'30"	0.924	1.146	1.059	岡山南部
広島県	広島市	5132-43-76	34°23'30"	132°27'00"	0.924	1.149	1.063	広島
山口県	山口市	5131-23-27	34°11'00"	131°27'45"	0.924	1.152	1.065	山口
徳島県	徳島市	5134-04-74	34°03'30"	134°33'00"	0.924	1.154	1.067	徳島
香川県	高松市	5134-40-03	34°20'00"	134°02'15"	0.924	1.150	1.063	高松北部
愛媛県	松山市	5032-66-01	33°50'00"	132°45'45"	0.924	1.157	1.069	松山北部
高知県	高知市	5033-24-72	33°33'30"	133°31'30"	0.924	1.161	1.073	高知
福岡県	福岡市	5030-33-23	33°36'00"	130°24'45"	0.924	1.160	1.072	福岡
佐賀県	佐賀市	4930-62-93	33°14'30"	130°17'15"	0.924	1.165	1.077	佐賀南部
長崎県	長崎市	4929-06-99	32°44'30"	129°51'45"	0.924	1.172	1.083	長崎東南部
熊本県	熊本市	4930-15-49	32°47'00"	130°44'15"	0.924	1.171	1.082	熊本
大分県	大分市	4931-64-89	33°14'00"	131°36'45"	0.924	1.165	1.077	大分
宮崎県	宮崎市	4731-63-93	31°54'30"	131°24'45"	0.924	1.182	1.092	宮崎
鹿児島県	鹿児島市	4730-24-74	31°33'30"	130°33'00"	0.924	1.187	1.097	鹿児島南部
沖縄県	那覇市	3927-25-54	26°12'30"	127°40'30"	0.923	1.249	1.153	那覇

注) 1 都道府県本庁舎の位置は、国土地理院が2万5千分の1地形図の上で計測した緯度・経度によっています。
 2 各基準地域メッシュの縦・横の長さは、国土地理院ホームページの測量計算プログラムで算出しました。
 3 各基準地域メッシュの面積は、縦の長さ×横の長さで算出しました。

7 日本の国土にかかる地域メッシュ

(1) 日本の国土にかかる地域メッシュ数（世界測地系）

日本の全国土を標準地域メッシュの体系に基づいて区画すると、第1次地域区画で176に区画されます。これを都道府県ごとに、その区域にかかる地域メッシュ数を数えたものが表8です。

(2) 常住者のいる地域メッシュ数（世界測地系）

総務省統計局は国勢調査や事業所・企業統計調査等に関する地域メッシュ統計の作成に当たって、全国について2分の1地域メッシュ（約500m四方となる区画）別の結果を作成しています。

なお、2分の1地域メッシュ別の結果は「平成12年国勢調査に関する地域メッシュ統計」から全国について作成しています。

また、「平成17年国勢調査に関する地域メッシュ統計」からは、政令指定都市を含む2次区画コードについて4分の1地域メッシュを作成しています。

表9は、平成17年国勢調査に関する地域メッシュ統計から求めた、全国及び各都道府県の常住者のいる（人口のある）地域メッシュ数です。

表8 各都道府県の区域にかかる地域メッシュ数一覧（世界測地系）

（平成13年10月1日現在）

都道府県名	市区町村数 1)	第1次地域区画	第2次地域区画	基準地域メッシュ (第3次地域区画)	2分の1地域メッシュ
全 国	3142	176	4,885	386,877	1,515,888
01 北海道	2) 227	40	1,133	91,486	360,077
02 青森県	67	8	153	10,415	40,434
03 岩手県	59	7	193	15,973	62,839
04 宮城県	75	5	112	7,847	30,307
05 秋田県	69	6	157	12,173	47,680
06 山形県	44	6	124	9,596	37,717
07 福島県	90	6	176	13,854	54,494
08 茨城県	84	5	90	6,123	23,636
09 栃木県	49	4	84	6,451	25,319
10 群馬県	70	5	91	6,476	25,268
11 埼玉県	90	4	54	3,865	15,017
12 千葉県	85	5	81	5,299	20,490
13 東京都	62	17	80	2,641	9,524
14 神奈川県	60	4	45	2,598	9,851
15 新潟県	111	7	190	13,044	50,780
16 富山県	35	4	62	4,386	17,011
17 石川県	41	5	78	4,504	17,175
18 福井県	35	4	72	4,422	16,939
19 山梨県	64	3	66	4,499	17,521
20 長野県	120	8	176	13,565	53,224
21 岐阜県	99	6	137	10,583	41,498
22 静岡県	74	7	115	7,829	30,379
23 愛知県	103	6	78	5,306	20,480
24 三重県	69	5	94	6,066	23,243
25 滋賀県	50	4	56	3,550	13,503
26 京都府	54	5	76	4,810	18,435
27 大阪府	67	2	37	2,063	7,747
28 兵庫県	96	6	121	8,526	33,069
29 奈良県	47	5	53	3,714	14,403
30 和歌山県	50	5	75	4,867	18,698
31 鳥取県	39	4	60	3,630	13,929
32 島根県	59	10	117	6,881	26,344
33 岡山県	78	6	98	7,205	27,928
34 広島県	93	4	117	8,745	33,630
35 山口県	56	7	108	6,598	24,787
36 徳島県	50	4	62	4,192	16,221
37 香川県	43	2	47	2,226	7,982
38 愛媛県	70	5	111	6,222	23,198
39 高知県	53	6	108	7,142	27,657
40 福岡県	109	5	84	5,107	19,570
41 佐賀県	49	4	42	2,541	9,652
42 長崎県	79	10	127	5,473	19,184
43 熊本県	94	5	111	7,497	28,880
44 大分県	58	5	96	6,400	24,667
45 宮崎県	44	5	102	7,543	29,369
46 鹿児島県	96	18	206	9,906	36,685
47 沖縄県	53	15	112	2,913	9,848

(注) 北方四島及び竹島を含む日本の国土にかかる地域メッシュ数です。

なお、都道府県の境界にかかる地域メッシュはそれぞれの都道府県ごとに数えています。したがって、全国を一つの地域として数えた地域メッシュ数と、各都道府県にかかる地域メッシュ数を足上げた数値は一致しません。

- 1) 東京都特別区及び政令指定都市については、区を単位として数えています。
- 2) 北方四島の6村（色丹村、泊村、留夜別村、留別村、紗那村、薬取村）を含みます。

表9 都道府県別常住者のいる地域メッシュ数一覧(世界測地系)

(平成17年10月1日現在)

都道府県名	第1次地域区画	第2次地域区画	基準地域メッシュ	2分の1地域メッシュ
全 国	151	4,315	181,626	482,191
01 北海道	32	827	21,783	47,346
02 青森県	8	130	3,567	8,538
03 岩手県	7	175	6,913	17,484
04 宮城県	5	97	4,740	13,389
05 秋田県	6	123	4,183	10,026
06 山形県	6	98	3,299	8,164
07 福島県	6	152	7,002	19,059
08 茨城県	5	85	5,130	16,645
09 栃木県	4	73	4,128	12,847
10 群馬県	4	71	3,084	9,000
11 埼玉県	4	50	3,092	10,528
12 千葉県	5	75	4,643	15,274
13 東京都	11	55	1,627	5,465
14 神奈川県	3	41	1,853	6,300
15 新潟県	7	149	5,286	13,344
16 富山県	4	54	1,835	5,517
17 石川県	5	68	2,299	5,639
18 福井県	4	58	1,742	4,435
19 山梨県	3	50	1,727	4,622
20 長野県	7	142	5,224	13,931
21 岐阜県	6	111	4,025	10,617
22 静岡県	7	100	4,187	11,661
23 愛知県	5	75	3,972	12,380
24 三重県	4	86	3,090	8,363
25 滋賀県	4	50	1,835	4,955
26 京都府	5	66	2,559	6,332
27 大阪府	2	33	1,537	5,104
28 兵庫県	6	114	5,158	13,855
29 奈良県	5	46	1,644	4,365
30 和歌山県	3	66	2,325	5,712
31 鳥取県	4	51	1,793	4,169
32 島根県	9	99	4,224	10,248
33 岡山県	4	89	4,904	12,873
34 広島県	4	105	5,576	14,312
35 山口県	7	98	4,083	10,014
36 徳島県	4	58	2,228	5,805
37 香川県	2	39	1,601	4,773
38 愛媛県	5	96	3,342	8,080
39 高知県	6	97	3,241	7,391
40 福岡県	3	75	3,841	11,459
41 佐賀県	4	39	1,856	5,274
42 長崎県	9	108	3,323	8,777
43 熊本県	5	101	4,500	11,833
44 大分県	5	90	3,978	10,095
45 宮崎県	5	92	3,538	8,962
46 鹿児島県	16	173	5,778	14,954
47 沖縄県	11	81	1,290	3,254

(注) 都道府県の境界にかかる地域メッシュは、それぞれの都道府県ごとに数えています。したがって、全国を一つの地域として数えた地域メッシュ数と、各都道府県にかかる地域メッシュ数を足し上げた数値は一致しません。

参 考

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード

〔昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号〕

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コードを定めたので、次のとおり告示する。

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード

1 標準地域メッシュ

統計に用いる標準地域メッシュは、基準地域メッシュ、基準地域メッシュを分割した地域メッシュ（以下「分割地域メッシュ」という。）および基準地域メッシュを統合した地域メッシュ（以下「統合地域メッシュ」という。）とする。

(1) 基準地域メッシュ

基準地域メッシュは、次に定める方法により作成する。

ア 全国の地域を1度ごとの経線ならびに偶数緯度およびその間隔を3等分した緯度における緯線とによって分割して第1次地域区画を作る。

イ 第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して第2次地域区画を作る。

ウ 第2次地域区画を経線方向および緯線方向に10等分して第3次地域区画を作り、これを基準地域メッシュとする。

(2) 分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2分の1の地域メッシュ（以下「2分の1地域メッシュ」という。）、4分の1の地域メッシュ（以下「4分の1地域メッシュ」という。）および8分の1の地域メッシュ（以下「8分の1地域メッシュ」という。）とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名 称	作 成 方 法
2分の1地域メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分する。
4分の1地域メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に4等分する。
8分の1地域メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に8等分する。

(3) 統合地域メッシュ

統合地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2倍の地域メッシュ（以下「2倍地域メッシュ」という。）、5倍の地域メッシュ（以下「5倍地域メッシュ」という。）および10倍の地域メッシュ（以下「10倍地域メッシュ」という。）とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名 称	作 成 方 法
2倍地域メッシュ	第2次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分する。
5倍地域メッシュ	第2次地域区画を経線方向および緯線方向に2等分する。
10倍地域メッシュ	第2次地域区画とする。

2 標準地域メッシュ・コード

標準地域メッシュのコードは、地域メッシュの種類ごとに、次により定める数字とする。

(1) 基準地域メッシュのコード

基準地域メッシュのコードは、次に定める第1次地域区画、第2次地域区画および第3次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた8けたの数字とする。

ア 第1次地域区画を示す数字は、区画の南端緯度を1.5倍して得られる度数を示す2けたの数字および西端経度を示す数字から100を減じて得られる2けたの数字をこの順に組み合わせた4けたの数字とする。

イ 第2次地域区画を示す数字は、第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して得られる各区画に、経線方向については南から、緯線方向については西から、それぞれ0から7までの数字を付し、これを経線方向に付した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わせた2けたの数字とする。

ウ 第3次地域区画を示す数字は、第2次地域区画を経線方向および緯線方向に10等分して得られる各区画に、経線方向については南から、緯線方向については西から、それぞれ0から9までの数字を付し、これを経線方向に付した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わせた2けたの数字とする。

(2) 分割地域メッシュのコード

分割地域メッシュのコードは、次のとおりとする。

ア 2分の1地域メッシュのコードは、基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、南西側、南東側、北西側および北東側の順に1から4までの数字を付してそれぞれの区画を示す数字とし、これを当該基準地域メッシュのコードの次に加えた9けたの数字とする。

イ 4分の1地域メッシュのコードは、2分の1地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、アと同じ方法により付した数字を2分の1地域メッシュのコードの次に加えた10けたの数字とする。

ウ 8分の1地域メッシュのコードは，4分の1地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に，アと同じ方法により付した数字を4分の1地域メッシュのコードの次に加えた11けたの数字とする。

(3) 統合地域メッシュのコード

統合地域メッシュのコードは，次のとおりとする。

ア 2倍地域メッシュのコードは，当該地域メッシュが属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字の次に，当該第2次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分して得られる各区画に，経線方向については南から，緯線方向については西から，それぞれ0，2，4，6および8の数字を付し，これを経線方向に付した数字，緯線方向に付した数字の順に組み合わせた数字をそれぞれの区画を示す数字として加え，その次に数字の5を加えた9けたの数字とする。

イ 5倍地域メッシュのコードは，当該地域メッシュが属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字の次に，当該第2次地域区画を経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に，南西側，南東側，北西側および北東側の順に1から4までの数字を付し，それぞれの区画を示す数字として加えた7けたの数字とする。

ウ 10倍地域メッシュのコードは，当該地域メッシュの属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字とする。

(4) コードの一部の省略

標準地域メッシュ・コードの使用にあたっては，その一部である上位のけたを省略することができる。その際は，省略されたコードが標準地域メッシュ・コードのどの位置に当たるかを明示する必要がある。